

災害救助法施行細則の一部改正について

1 改正の概要

災害救助法（以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（以下「令」という。）及び災害救助法施行規則に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（以下「細則」という。）を定めている。

なお、令第3条の規定により、内閣総理大臣が定める基準に従い、細則において救助の程度、方法及び期間の基準を定めているところであるが、令和6年8月1日付け官報にて内閣総理大臣が定める基準である「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」の一部が改正（令和6年7月9日適用）されたことから、細則の該当部分について、改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）内閣総理大臣が定める基準に従い、一部文言を修正（細則 別表第一）

1 の一のロ「仮小屋を設置し、天幕を設営し」
→「移動可能な施設、車両等を設置し」

（2）法第4条に規定する救助の種類ごとの基準額の改正（細則 別表第一）

① 避難所の供与

340 円／日・人 → 350 円／日・人（+10 円）

② 建設型応急仮設住宅の供与

6,775,000 円／戸 → 6,883,000 円／戸（+108,000 円）

③ 炊き出しその他による食品の給与

1,230 円／日・人 → 1,330 円／日・人（+100 円）

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（1人世帯の場合）

全壊（夏季）19,200 円／世帯 → 19,800 円／世帯（+600 円）

全壊（冬季）31,800 円／世帯 → 32,800 円／世帯（+1,000 円）

半壊（夏季）6,300 円／世帯 → 6,500 円／世帯（+200 円）

半壊（冬季）10,100 円／世帯 → 10,400 円／世帯（+300 円）

（2人世帯の場合）

全壊（夏季）24,600 円／世帯 → 25,400 円／世帯（+800 円）

全壊（冬季）41,100 円／世帯 → 42,400 円／世帯（+1,300 円）

半壊（夏季）8,400 円／世帯 → 8,700 円／世帯（+300 円）

半壊（冬季）13,200 円／世帯 → 13,600 円／世帯（+400 円）

（3人世帯の場合）

全壊（夏季）36,500 円／世帯 → 37,700 円／世帯（+1,200 円）

全壊（冬季）57,200 円／世帯 → 59,000 円／世帯（+1,800 円）

半壊（夏季）12,600 円／世帯 → 13,000 円／世帯（+400 円）

半壊（冬季）18,800 円／世帯 → 19,400 円／世帯（+600 円）

(4人世帯の場合)

全壊(夏季) 43,600 円/世帯 → 45,000 円/世帯 (+1,400 円)
全壊(冬季) 66,900 円/世帯 → 69,000 円/世帯 (+2,100 円)
半壊(夏季) 15,400 円/世帯 → 15,900 円/世帯 (+500 円)
半壊(冬季) 22,300 円/世帯 → 23,000 円/世帯 (+700 円)

(5人世帯の場合)

全壊(夏季) 55,200 円/世帯 → 57,000 円/世帯 (+1,800 円)
全壊(冬季) 84,300 円/世帯 → 87,000 円/世帯 (+2,700 円)
半壊(夏季) 19,400 円/世帯 → 20,000 円/世帯 (+600 円)
半壊(冬季) 28,100 円/世帯 → 29,000 円/世帯 (+900 円)

(世帯員数が6人以上の場合 1人当たり加算額)

全壊(夏季) 8,000 円/世帯 → 8,300 円/世帯 (+300 円)
全壊(冬季) 11,600 円/世帯 → 12,000 円/世帯 (+400 円)
半壊(夏季) 2,700 円/世帯 → 2,800 円/世帯 (+100 円)
半壊(冬季) 3,700 円/世帯 → 3,800 円/世帯 (+100 円)

⑤ 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

50,000 円/世帯 → 51,500 円/世帯 (+1,500 円)

⑥ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

大規模半壊・中規模半壊・半壊

706,000 円/世帯 → 717,000 円/世帯 (+11,000 円)

準半壊 343,000 円/世帯 → 348,000 円/世帯 (+5,000 円)

⑦ 学用品の給与

小学校児童 4,800 円/人 → 5,200 円/人 (+400 円)

中学校生徒 5,100 円/人 → 5,500 円/人 (+400 円)

高等学校等生徒 5,600 円/人 → 6,000 円/人 (+400 円)

⑧ 埋葬

大人 219,100 円/人 → 226,100 円/人 (+7,000 円)

小人 175,200 円/人 → 180,800 円/人 (+5,600 円)

⑨ 死体の洗浄消毒

3,500 円/体 → 3,600 円/体 (+100 円)

⑩ 死体の一時保存

5,500 円/体 → 5,700 円/世帯 (+200 円)

⑪ 障害物の除去

138,700 円/世帯 → 140,000 円/世帯 (+1,300 円)

(3) 法第7条第5項に規定する救助に従事させる場合の実費弁償額の改正

(細則 **別表第二**)

法第7条第5項に規定する実費弁償額については、令第5条により内閣総理大臣が定める基準に従いあらかじめ都道府県知事が定めることとされており、実費弁償の基準第14条により「救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。」とされていることから、本県では、常勤職員の給与の支給状況や公共工事設計労務単価等を考慮し、医師、薬剤師、保健師、土木技術

者等の日当額を定めている。(日当額の算出方法については、平成 18 年度国基準告示の改正に伴い、都道府県知事が行うこととなって以降、変更なし)

① 医療、土木建築工事又は輸送関係者の実費弁償

イ 医師及び歯科医師

1 人 1 日 24,700 円以内 → 24,900 円以内 (+200 円)

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

1 人 1 日 14,300 円以内 → 14,700 円以内 (+400 円)

ニ 救急救命士

1 人 1 日 13,300 円以内 → 13,400 円以内 (+100 円)

ホ 土木技術者及び建築技術者

1 人 1 日 13,900 円以内 → 14,000 円以内 (+100 円)

ヘ 大工

1 人 1 日 24,800 円以内 → 27,800 円以内 (+3,000 円)

ト 左官

1 人 1 日 26,900 円以内 → 29,300 円以内 (+2,400 円)

チ とび職

1 人 1 日 27,300 円以内 → 30,500 円以内 (+3,200 円)

※ 上記基準額の算出に当たっては、従来どおり、下記の方法による。

イ 医師及び歯科医師

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 (今回変動なし)

ホ 土木技術者及び建築技術者

⇒ 令和 6 年度の県の該当職種の平均給与月額をもとに算出。

ニ 救急救命士

⇒ 県に該当職種がないため、令和 6 年度の千葉市の該当職種の平均給与月額をもとに算出。

ヘ 大工

ト 左官

チ とび職

⇒ 県に該当職種がないため、国土交通省の公共工事設計労務単価をもとに算出。

3 施行について

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一の規定及び別表第二の規定は令和 6 年 7 月 9 日から適用する。